

ゲノム編集技術応用食品の必要な情報提供等の在り方について
検討を求める意見書

昨今、新たな育種技術として、ゲノム編集技術を用いて品種改良された農産物等が開発され、ゲノム編集技術応用食品として流通し得る段階を迎えている。

しかし、ゲノムの特定の部位を意図的に改変するゲノム編集技術は、標的部
位以外の塩基配列が変異する「オフターゲット」が発生するとされており、ゲ
ノム編集技術応用食品の安全性の確保に懸念が生じている。

このような状況下において、本年3月に開催された厚生労働省の薬事・食品
衛生審議会食品衛生分科会は、ゲノム編集技術応用食品の塩基配列の状況に着
目して、従来の育種技術でも起こりうるリスクに留まるものについては、安全
性審査を行わないこととし、安全性審査が義務付けられている組換えDNA
技術応用食品とは異なる扱いをすることが妥当であるとの報告を行った。

これを踏まえ、本年9月、国は、ゲノム編集技術応用食品のうち組換えDN
A技術に該当しないものは、安全性審査を不要とし、食品表示基準についても
表示の対象外とした。

その一方で、消費者からは、ゲノム編集技術応用食品に対する懸念や不安か
ら、一律に安全性審査を行うことに加えて、ゲノム編集技術応用食品に係る必
要かつ正確な食品表示を求める意見が挙がっている。

よって、政府においては、消費者の安心・安全を守るため、ゲノム編集技術
応用食品について、食品安全性審査の実施や、その食品表示を含めた消費者へ
の情報提供の在り方について検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）10月28日

札幌市議会

（提出先）厚生労働大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安
全）

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワー
ク
北海道石川さわ子議員